

食品安全委員会（第465回会合）議事概要

日 時:平成25年3月4日(月) 14:00~14:37
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:熊谷委員長ほか6名出席
傍聴者:報道0名、役所1名、一般4名

議事概要

(1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「RN-No.1株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「RN-No.1株を利用して生産された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続きに入ることが了承された。

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「ビコザマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続きに入ることが了承された。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「 γ -BHC(リンデン)」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「プロパクロール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「モリネート」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「 γ -BHC(リンデン)の耐容一日摂取量を0.0047mg/kg体重/日と設定する。」、「プロパクロールの一日摂取許容量を0.054mg/kg体重/日と設定する。」、「モリネートの一日摂取許容量を0.0021mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

- ・動物用医薬品「マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（アジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン（エムパック）」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン（レスピフェンドMH-0ne FDAH）」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「ダノフロキサシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（アジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン（エムパック）」及び「マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン（レスピフェンドMH-0ne FDAH）」については、これらの製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）へ通知することとなった。

「ダノフロキサシン」については、「ダノフロキサシンの一日摂取許容量を0.018mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。